



総務省

電波利用 電子申請・届出システム Lite

Connected via IPv4

[ヘルプ](#)

[問い合わせ先](#)

[利用規約](#)

[トップ](#) [申請・届出](#) [お知らせ](#) [サイトマップ](#)

文字サイズ: [小](#) [中](#) [大](#)

本サイトでは、アマチュア局の電波利用に関する申請・届出をインターネットで行うシステムについてご案内しています。
このシステムでは、電子証明書を利用することなく、ユーザID・パスワードを使ってお手軽に申請・届出を行うことができます。
準備するものは [こちら](#)。

重要なお知らせ: [パスワードに関するお知らせ](#)

平成30年4月20日更新 [メンテナンスに伴うシステム停止時間\(予定\)](#)



初めて電子申請を利用 する方はこちら

初めて本サイトの電子申請を利用する方は、まず新規ユーザ登録を行ってください。

● [初めての方へ\(必ずお読みください\)](#)

ご利用環境のチェック

ご利用前に、システム環境や設定状況をご確認ください。

[新規ユーザ登録](#)
(ID・パスワードの取得)

[ID・パスワードを忘れた場合](#)
(ユーザID・パスワードの再発行)
その他、ログインできなくなった場合

申請・届出

※ [申請手続全体の流れはこちら](#)

申請・届出

※下記の申請・届出を行うことができます。
(補正後提出を含む)

- ・開局申請
- ・再免許申請
- ・変更申請(届出)
- ・廃止届
- ・取下げ願
- ・追加書類の提出

照会・ユーザ情報変更

[ID・パスワードを忘れた場合](#)
(ユーザID・パスワードの再発行)
その他、ログインできなくなった場合

※下記の情報照会・ユーザ情報変更を行うことができます。

- ・パスワードの変更
(初期パスワードの変更はこちら)
- ・納付情報照会
(電子納付手続に必要な番号の確認)
- ・申請履歴照会
- ・通知書照会
- ・事前チェック結果照会
- ・住所などのユーザ情報の変更

開局、変更申請は
ここをクリック
して入ります

メンテナンス情報 平成30年4月20日更新

● [メンテナンスに伴うシステム停止時間\(予定\)](#)

平成30年 5月 3日(木) 6時30分 ~ 平成30年 5月 4日(金) 11時00分 ※1

※1 電子納付による手数料の納付のみご利用できません。
手数料が伴わない申請・届出は通常どおり利用できます。

ヘルプ

[ご利用環境のチェック](#)

[ご利用の手引き](#)

[よくあるご質問](#)



総務省

電波利用 電子申請・届出システム Lite

[ヘルプ](#)

[問い合わせ先](#)

[利用規約](#)

[トップ](#) [申請・届出](#) [お知らせ](#) [サイトマップ](#)

文字サイズ: [小](#) [中](#) [大](#)

申請・届出

このページから、アマチュア局の電波利用に関する各種申請・届出を行うことができます。

※各種申請にはユーザID・パスワードが必要です。お持ちでない方は、[新規ユーザ登録](#)を行ってください。

[ID・パスワードを忘れた場合\(ユーザID・パスワードの再発行\)](#)

[その他、ログインできなくなった場合](#)

申請・届出(補正後提出の場合も以下から選択)

行いたい申請・届出のリンクをクリックしてください。

開局申請

アマチュア局を開局する場合は、こちらから開局申請を行ってください。

[開局申請](#)

再免許申請

アマチュア局免許の有効期間を更新する場合は、こちらから申請を行ってください。再免許申請は、免許の有効期間が満了となる日の1年を超えない前から1ヶ月前までの期間に申請する必要があります。

[再免許申請](#)

変更申請(届出)

無線設備等の変更や、免許状に記載された事項(住所・氏名等)の変更・訂正等を行う場合は、こちらから申請を行ってください。

[変更申請\(届出\)](#)

廃止届

アマチュア局を廃止する場合は、こちらから届出を行ってください。

変更(増設・取替)申請の場合はここをクリック

※代理の方(又は代理申請を希望される方)及び外国の無線従事者免許証を利用した申請・届出を希望される方は [総務省 電波利用 電子申請・届出システム\(電子証明書方式\)](#) をご利用ください。

その他の操作

取下げ願

電子申請で提出済みの申請・届出の取下げをする場合は、こちらから提出してください。

[取下げ願](#)

追加書類の提出

電子申請で行ったアマチュア局の申請・届出等について追加書類を送付する場合は、こちらから行ってください。

[追加別送](#)



変更申請(届出)・訂正申請

[申請開始](#) > [申請書](#) > [事項書及び工事設計書](#) > [申請届出事項](#) > [内容確認](#) > [保存・送信](#) > [申請完了](#) > [〈審査〉](#) > [\(メールでの作業依頼への対応など\)](#) > [手続完了](#)

申請開始

免許状に記載された事項の変更・訂正、又は無線設備の変更について申請を行います。
申請手続全体の流れについては、[電子申請の流れ](#)をご確認ください。

1. 申請手続について、当てはまるものを選択してください。

- ☒ 新たに申請手続を開始します。
- ☐ 提出済みの申請書を修正して再提出(補正後提出)します。
(補正依頼メール、又は不備内容の通知書詳細に記載された「電子申請番号」をご用意ください。[補正後提出の手順について](#))

新たに変更(増設・取替)申請手続き
を行う場合は、こちらをクリック

2 変更・訂正の対象となる免許について、当てはまるものを選択してください。

- ☒ 無線局免許状をお持ちの場合
- ☐ 無線局予備免許通知書をお持ちの場合

3. 入力方法を選択してください。

[必要事項の全てを最初から入力](#)

必要事項の全てを最初から入力して申請する場合は、こちらを選択してください。

[保存したファイルを読み込んで編集](#)パソコンに保存した申請情報(zip形式のファイル)を読み込んで編集する場合は、こちらを選択し
※変更申請(届出)・訂正申請以外で作成したファイルも利用できます。

必要事項を最初から
すべて入力する場合
はこちらをクリック

[キャンセル](#)[▲ このページのトップへ](#)

変更申請(届出)・訂正申請

申請開始 > **申請書** > 事項書及び工事設計書 > 申請届出事項 > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > (審査) > (メールでの作業依頼への対応など) > 手続完了

申請書

以下の各欄の入力に当たっては、現在交付されているアマチュア局の無線局免許状に記載されている内容を参考にして記入して下さい

※書面様式及び入力項目の補足説明について、[申請書の確認](#)できます。

宛先(必須)	参考: 総合通信局の管轄地域について 関東総合通信局長	免許状を発給した総合通信局等を選択して下さい (免許状の下部に「〇〇総合通信局長」と印刷されています)
担当部課	無線通信部陸上第三課	
無線局の種別	アマチュア局	

登録済みのユーザ情報を自動入力

※ユーザID・パスワードの入力が必要です。

申請者情報

個人／社团(クラブ)の別(必須)	☒ 個人 ☐ 社团(クラブ)	個人または社团の別 該当する方をチェック
氏名又は名称		
社团(クラブ)局名 (全角50文字以内)		(例:総務アマチュア無線クラブ)
社团(クラブ)局名フリガナ (全角カナ50文字以内)		(例:ソウムアマチュアムセンクラブ)
個人又は代表者名(必須) (計全角49文字以内)	参考: 利用可能な文字について 姓 巢鴨 名 太郎 (例:総務 太郎)	免許状に記載された氏名(免許人)を記入 (無線従事者免許証と同一)
個人又は代表者名フリガナ(必須) (計全角カナ49文字以内)	セイ スガモ メイ タロウ (例:ソウム タロウ)	

住所

※社团(クラブ)局の場合は、主たる事務所の住所(代表者の住所など)としてください。

郵便番号 (半角数字3文字 - 4文字)	170 - 8088 (例:100-8926)	
都道府県・市区町村(必須)	東京都 豊島区	免許状に記載された免許人の住所(現在の住所)を記入
町・丁目(必須) (全角50文字以内)	巢鴨3-36-6 (例:霞が関2-1-2)	
町・丁目フリガナ(必須) (全角カナ50文字以内)	スガモ3-36-6 (例:カスミガセキ2-1-2)	
電話番号 (半角数字15文字以内)	0339107263 (例:9999999999)	日中連絡がとれる電話番号(携帯可)
国籍	外国籍の場合のみ選択してください。	

事項書及び工事設計書

以下の各欄の入力に当たっては、現在交付されているアマチュア局の無線局免許状に記載されている内容を参考にして記入して下さい

※書面様式及び入力項目の補足説明について、[事項書](#)[設計書の様式](#)より確認できます。

1 申請(届出)の区分	変更(訂正)
2 免許の番号(必須) (「A第xxx号」部分:半角数字12文字以内)	関 A第111111 号 (例:管轄局が関東の場合「関A第1234567890号」)(参考: 入力方法)
3 呼出符号(必須) (半角英数字8文字以内)	JX1AAA (例:JA1XXX)
4 欠格事由の有無	電波法第5条の欠格事由の有無について、該当する方を選んでください。 参考: 電波法、施行規則等の検索方法 ☐ 有 ☒ 無

免許状に記載されているとおり入力する

電波法違反がなければ「無」に該当
必ず「無」にチェックを入れて下さい

申請者情報から自動入力

※「申請書」ページで入力した申請者情報と同じ内容を自動入力できます。

5 申請(届出)者名等	
個人/社团(クラブ)の別(必須)	☒ 個人 ☐ 社团(クラブ)
氏名又は名称	
社团(クラブ)局名 (全角50文字以内)	(例:総務アマチュア無線クラブ)
社团(クラブ)局名フリガナ (全角カナ50文字以内)	(例:ソウムアマチュアムセンクラブ)
個人又は代表者名(必須) (各全角25文字以内)	参考: 利用可能な文字について 姓 巢鴨 名 太郎 (例:総務 太郎)
個人又は代表者名フリガナ(必須) (各全角カナ25文字以内)	セイ スガモ メイ タロウ (例:ソウム タロウ)
住所	
※社团(クラブ)局の場合は、主たる事務所の住所(代表者の住所など)としてください。	
郵便番号 (半角数字3文字 - 4文字)	170 - 8088 (例:100-8926)
都道府県・市区町村(必須)	東京都 豊島区
町・丁目(必須) (全角50文字以内)	巢鴨3-36-6 (例:霞が関2-1-2)
町・丁目フリガナ(必須) (全角カナ50文字以内)	スガモ3-36-6 (例:カスミガセキ2-1-2)
電話番号 (半角数字15文字以内)	0339107263 (例:9999999999)
国籍	外国籍の場合のみ選択してください。

個人または社団の別 該当する方をチェック

免許状に記載された氏名(免許人)を記入
(無線従事者免許証と同一)

免許状に記載された免許人の住所(現在の住所)を記入

日中連絡がとれる電話番号(携帯可)

8 無線従事者免許証の番号

(半角英数字9文字以内 - 2文字以内)

無線従事者免許証の番号を入力してください。

ハイフン以降の入力欄は、「A B C D 9 9 9 9 9 - 9 9」のように、免許

ACZN00001 - (参考: [入力方法](#))

当てはまる場合にチェックしてください。

☐ 施行規則第34条の9に規定する外国政府の証明書を有する

免許人の無線従事者免許証番号を入力

(写真が貼付されている無線従事者免許証の番号)

9 無線局の目的

アマチュア業務用

10 通信事項

アマチュア業務に関する事項

申請者情報から自動入力

※「5 申請(届出)者名等」で入力した情報と同じ内容を自動入力できます。

11 無線設備の設置場所又は常置場所

都道府県・市区町村

東京都 豊島区

町・丁目

(全角50文字以内)

巢鴨3-36-6 (例:霞が関2-1-

町・丁目フリガナ

(全角カナ50文字以内)

スガモ3-36-6 (例:カスミガセキ2-1-2)

無線設備を置いておく場所(住所)を記入

(通常は住所を同じ場所(住所)となります)

50W以下は常置場所、50Wを超える場合は設置場所となります

12 移動範囲

☒ 移動する(陸上、海上及び上空) ☐ 移動しない

移動する/移動しないの別 該当する方をチェック

50W以下の場合は「移動する」にチェック

50Wを超える場合は移動できません

13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力

選択	希望する周波数帯	電波の型式(必須) 参考: ☐ 「占有周波数帯幅」の入力形式・ ☐ 「電波の型式」の入力形式	空中線電力(必須) (半角数字21文字以内、小数点を含む)
☐	135kHz	☐ 3LA ☐ 4LA	
☐	475.5kHz	☐ 3MA ☐ 4MA	
☐	1.9M	☐ A1A ☐ 3MA ☐ 4MA	
☐	3.5M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	
☐	3.8M	☐ 3HD ☐ 4HD ☐ その他	
☐	7M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	
☐	10M	☐ 2HD ☐ その他	
☐	14M	☐ 2HA ☐ その他	
☐	18M	☐ 3HA ☐ その他	
☐	21M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	
☐	24M	☐ 3HA ☐ 4HA ☐ その他	
☐	28M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☐ 4VF ☐ その他	
☐	50M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☐ 4VF ☐ その他	
☒	144M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☒ 4VF ☐ その他	10 W
☒	430M	☐ 3VA ☐ 4VA ☐ 3VF ☒ 4VF ☐ その他	10 W
☐	1200M	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	
☐	2400M	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	
☒	5600M	☐ 3SA ☒ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	1 W
☐	10.1G	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	
☐	10.4G	☐ 3SA ☐ 4SA ☐ 3SF ☐ 4SF ☐ その他	
☐	24G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	
☐	47G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	
☐	75G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	
☐	77G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	
☐	135G	占有周波数帯幅 電波の型式 追加	
☐	4630kHz	A1A	

現在交付されている無線局免許状に記載されている内容(周波数帯、電波の型式及び空中線電力)に加えて、変更に係るものを含んだ全体の記載が必要です

現在の免許されている内容は

○144MHz帯 4VF 10W

○430MHz帯 4VF 10W

今回の変更申請に伴い、新たに指定を希望する周波数帯、電波の型式及び空中線電力を追記追加するドローンFPV送信機の場合

○希望する周波数: 5.600MHz

○電波の型式: 電波型式「F8W」を含む

一括記載コード「4SA」をチェック

○空中線電力: 0.2Wの場合でも1Wと記入

14 変更する項目(必須)

当てはまるものを選択してください(複数選択可)。

- | | |
|---|--|
| ☐ 3 呼出符号 | ☐ 5 申請(届出)者名等 |
| ☐ 8 無線従事者免許証の番号 | ☐ 11 無線設備の設置場所又は常置場所 |
| ☐ 12 移動範囲 | ☒ 16 工事設計書 |
| ☒ 13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力 | |

今回の変更申請により
変更する項目をチェック

15 備考	
旧呼出符号希望 (半角英数字8文字以内)	旧呼出符号の使用を希望する場合は、使用したい呼出符号を入力してください。 参考: 旧呼出符号の使用について (例: JA1XXX)
その他	☐ 呼出符号の変更を伴う無線設備の設置(常置)場所の変更の場合のみチェックしてください
免許の番号	
呼出符号	

免許を受けている
総合通信局の管轄
の範囲を超えて
設置/常置場所の
変更がある場合

備考	
移動する送信機の取替え及び増設の台数 (半角数字3文字以内)	台 「移動範囲」欄が「■移動する」となっているアマチュア局の場合に限り、ハンディ機・車載機(モバイル機)等を含めた全ての送信機の台数を記載してください。
備考 (全角2500文字以内改行を含む) 現在の文字数 >> 39文字	現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号 免許番号
転出先地方局	▼

免許を受けている総合通信局の管轄の範囲
を超えて設置/常置場所の変更がある場合

16 工事設計書

※技術基準適合証明設備を使用する場合、「編集」ボタンをクリックする前に「技術基準適合証明設備の使用」欄をチェックしてください。

工事設計情報(1件設定すると2件目が編集可能になります。)	技術基準適合 証明設備の使用 (使用する場合にチェック) ☐	工事設計書編集 編集
送信空中線の型式	 ▼ ▼ ▼	 ▼ ▼ ▼
周波数測定装置の有無	☐ 7件以上の入力が必要な場合は、こちらを ☐ 有(誤差0.025%以内) ☒ 無	
添付図面	送信機系統図を添付する場合はチェックした。 ☐ 送信機系統図	
その他の工事設計	電波法に定める無線設備の条件に合致していることを確認し、チェックしてください。 ☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する	

ここをチェック
して工事設計
情報を入力する
新しいページが開く
ので、そこに詳細な
情報を入力する

必ずチェックして下さい

24MHz以下の周波数で空中線電力10Wを超える場合は「有」
これに該当しない場合「無」

確認の上、必ずチェックして下さい

添付書類

添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります。削除はボタンで実施してください。)	添付書類編集 追加
---	---

戻る

次へ

キャンセル

入力内容保存

※書面様式及び入力項目の補足説明について、[工事設計書の様式](#)より確認できます。

装置の区別 (半角数字4文字以内)	第1 送信機	 第1送信機(技適機器)は現在免許を受けており、変更がないため、変更の種別にはチェックしない
変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	

技術基準適合証明番号	
番号 (必須) (半角英数字20文字以内)	無線機に表示されている技適マーク  の番号のとおりの英数字で入力してください。 番号にハイフンが含まれる場合は、ハイフンも入力してください。 参考: ☞番号の入力方法 002KN424 ☐ 届出番号の場合は、こちらをチェックしてください。
技適番号等チェック	※「技術基準適合証明番号」欄に入力した番号が有効かを確認できます。 参考: ☞「入力された番号が存在しない」と表示される場合

発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

[illegible]

☐ 11件以上の入力が必要な場合は、こちらをチェックしてください。

添付書類	
添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります。削除はボタンで実施してください)	添付書類編集
第1添付機情報を入力後、「設定」をクリック	追加

設定

第1送信機情報を入力後、「設定」をチェックすることにより、第2送信機の情報を入力するページが開くので以下、順次入力

15 備考

旧呼出符号希望 (半角英数字8文字以内)	旧呼出符号の使用を希望する場合は、使用したい呼出符号を入力してください。 参考: 旧呼出符号の使用について (例: JA1XXX)
その他	☐ 呼出符号の変更を伴う無線設備の設置(常置)場所の変更の場合のみチェックしてください
免許の番号	
呼出符号	
備考	
移動する送信機の取替え及び増設の台数 (半角数字3文字以内)	2 台 「移動範囲」欄が「 ☒ 移動する」となっているアマチュア局の場合に限り、ハンディ機・車載機(モバイル機)等を含めた全ての送信機の台数を記載してください。
備考 (全角2500文字以内改行を含む) 現在の文字数 >> 99文字	現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号 免許番号
転出先地方局	

16 工事設計書

※技術基準適合証明設備を使用する場合、「編集」ボタンをクリックする前に「技術基準適合証明設備の使用」欄をチェックしてください。

工事設計情報(1件設定すると2件目が編集可能になります。)	技術基準適合 証明設備の使用 (使用する場合にチェック)	工事設計書編集
第1装置 002KN424	☒	編集
	☐	編集
送信空中線の型式	 	
☐ 7件以上の入力が必要な場合は、こちらをチェックしてください。		
周波数測定装置の有無	☐ 有(誤差0.025%以内) ☒ 無	
添付図面	送信機系統図を添付する場合はチェックした上で、「添付書類」欄より当該図面を添付してください。 ☐ 送信機系統図	
その他の工事設計	電波法に定める無線設備の条件に合致していることを確認し、チェックしてください。 ☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する	

添付書類

添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります。削除はボタンで実施してください。)	添付書類編集
	追加

戻る

次へ

キャンセル

入力内容保存

ここをクリック
して第2送信機
の工事設計情報
を入力する
新しいページが開く
ので、そこに詳細な
情報を入力する

変更申請(届出)・訂正申請

申請開始 > 申請書 > **事項書及び工事設計書** > 申請届出事項 > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > (審査) >

(メールでの作業依頼への対応など) > 手続完了

工事設計情報入力

※書面様式及び入力項目の補足説明について、[工事設計書の様式](#)より確認できます。

装置の区別 (半角数字4文字以内)	第2 送信機	 今回の変更申請では第2 送信機の変更(増設)のため、装置の区別及び変更の種類の該当する欄にチェック
変更の種別	☐ 取替 ☒ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更	

発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

選択	希望する周波数帯	占有周波数帯幅	電波の型式	占有周波数帯幅	占有周波数	占有周波数	占有周波数	占有周波数	占有周波数	占有周波数	追加・削除
☒	5600MHz		FBW								追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加
☐	135kHz										追加

☐ 11件以上の入力が必要な場合は、こちらをチェックしてください。

変調方式

選択	電波の型式 (半角英数字5文字以内) 参考: 入力形式	変調方式 (必須)	変調方式 備考 (全角40文字以内)
☒	FBW	上記以外の周波数変調	リアクタンス変調
☐		無変調	
☐		無変調	
☐		無変調	



変更申請(届出)・訂正申請

申請開始 > 申請書 > **事項書及び工事設計書** > 申請届出事項 > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > 〈審査〉 > (メールでの作業依頼への対応など) > 手続完了

添付書類入力

書類種別(必須)	☒ 送信機系統図 ☐ その他
ファイル指定(必須)	「参照」ボタンをクリックし、ファイル選択画面にて添付したいファイルを選択してください。 マ-HC5HO\Desktop\FPV001 送信機系統図.pdf 参照...
通信欄(コメント) (全角2500文字以内改行を含む) 現在の文字数 >> 0文字	

設定

キャンセル

上記の添付書類の入力が完了したら
「設定」をクリック

添付する書類の種別を選んでチェック

添付するファイルを参照して確定する

この例の場合「FPV001送信機系統図」

[▲ このページのトップへ](#)

終段管

[illegible]

選択	電圧 (必須) (半角整数6文字以内、小数3文字以内)	選択	電圧 (半角整数6文字以内、小数3文字以内)
☒	3.3 V	☐	
☐		☐	
☐		☐	
☐		☐	

定格出力

[illegible]

添付書類

添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります)	添付書類として「FPV001送信機系統図」が添付されました	添付書類編集
送信機系統図 FPV001 送信機系統図.pdf		削除
		追加

設定

キャンセル

削除

上記内容を全て入力、ファイルの添付が終了したら「設定」をクリック

15 備考	
旧呼出符号希望 (半角英数字8文字以内)	旧呼出符号の使用を希望する場合は、使用したい呼出符号を入力してください。 参考: 旧呼出符号の使用について (例: JA1XXX)
その他	☐ 呼出符号の変更を伴う無線設備の設置(常置)場所の変更の場合のみチェックしてください
免許の番号	
呼出符号	
備考	
移動する送信機を取替え及び増設の台数 (半角数字3文字以内)	2 台 「移動範囲」欄が「■移動する」となっているアマチュア局の場合に限り、ハンディ機・車載機(モバイル機)等を含めた全ての送信機の台数を記載してください。
備考 (全角2500文字以内改行を含む) 現在の文字数>>39文字	現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号 免許番号
転出先地方局	

16 工事設計書		
※技術基準適合証明設備を使用する場合、「編集」ボタンをクリックする前に「技術基準適合証明設備の使用」欄をチェックしてください。		
工事設計情報(1件設定すると2件目が編集可能になります。)	技術基準適合 証明設備の使用 (使用する場合にチェック)	工事設計書編集
第1装置 002KN424	☒	 工事設計情報が入力されている事を確認します
第2装置 増設 F8W 5600MHz 上記以外の周波数変調 RTC6678B 1個 3.3V 200mW	☐	
	☐	
送信空中線の型式	 	
周波数測定装置の有無	☐ 7件以上の入力が必要な場合は、こちらをチェックしてください。 ☐ 有(誤差0.025%以内) ☒ 無	 チェックされていることを確認します
添付図面	送信機系統図を添付する場合はチェックした上で「添付書類」欄より当該図面を添付してください。 ☒ 送信機系統図	 送信機系統図が添付されていることを確認します
その他の工事設計	電波法に定める無線設備の条件に合致していることを確認 ☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する	 工事設計が条件に合致していることを確認のうえ、この欄がチェックされていることを確認します
添付書類		
添付書類情報(1件設定すると2件目が設定可能になります。削除はボタンで実施してください。)	添付書類編集	
	追加	



変更申請(届出)・訂正申請

申請開始 > 申請書 > 事項書及び工事設計書 > **申請届出事項** > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > 〈審査〉 >

(メールでの作業依頼への対応など) > 手続完了

申請届出事項

申請届出事項

当てはまるものを選択してください(複数選択可)。

- ☒ 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許可時間の指定の変更の申請
- ☐ 無線設備の設置場所、移動範囲、通信事項等の変更の申請
- ☒ 無線設備変更工事等の許可又は届出
- ☐ 移動する無線局の常置場所等の変更の届出

[戻る](#)[次へ](#)[キャンセル](#)[入力内容保存](#)

上記の事項を確認のうえ、「次へ」をクリックして内容確認を行います

今回の変更申請内容の項目についての確認
該当する項目にチェックが入っているか確認

[▲ このページのトップへ](#)



変更申請(届出)・訂正申請

[申請開始](#) > [申請書](#) > [事項書及び工事設計書](#) > [申請届出事項](#) > **内容確認** > [保存・送信](#) > [申請完了](#) >

内容確認画面 1

内容確認

入力した申請情報を確認してください。

無線局(アマチュア局)を変更したい(した)ので、申請(届出)します。

申請事項

宛先	関東総合通信局長
担当部課	無線通信部陸上第三課
申請区分	変更(訂正)
無線局の種別	アマチュア局

[▲ このページのトップへ](#)

申請者情報

団体・個人の別	個人
社団名(クラブ名)又は氏名	巢鴨 太郎
社団名(クラブ名)又は氏名フリガナ	スガモ タロウ
郵便番号	170-8088
都道府県・市区町村	東京都豊島区
町・丁目	巢鴨3-36-6
町・丁目フリガナ	スガモ3-36-6
電話番号	0339107263

[▲ このページのトップへ](#)

事項書／工事設計書情報(1)

無線局の種別等

無線局の種別	アマチュア局
免許の番号	関A第111111号
無線局の数	1局
呼出符号	JK1AAA
欠格事由	無

[戻る](#) [次へ](#) [印刷](#) [閉じる](#)

内容確認画面 2

[▲ このページのトップへ](#)

申請(届出)者名等

社団(クラブ)/個人の別	個人
氏名・姓	巢鴨
氏名・名	太郎
氏名フリガナ・姓	スガモ
氏名フリガナ・名	タロウ
郵便番号	170-8088
都道府県・市区町村	東京都豊島区
町・丁目(内・方)	巢鴨3-36-6
町・丁目(内・方)フリガナ	スガモ3-36-6
電話番号	03391 07263

[▲ このページのトップへ](#)

目的等

無線従事者免許証の番号	
番号	ACZN00001
無線局の目的	アマチュア業務用
通信事項	アマチュア業務に関する事項

[▲ このページのトップへ](#)

設置場所等

無線設備の設置場所又は常置場所	
都道府県・市区町村	東京都豊島区
町・丁目等(内・方)	巢鴨3-36-6
町・丁目等(内・方)フリガナ	スガモ3-36-6
移動範囲	移動する

[▲ このページのトップへ](#)

内容確認画面 3

周波数

周波数情報(1)

記号(電波の型式を表示する記号)	4VF
周波数帯	144MHz
空中線電力	10W

周波数情報(2)

記号(電波の型式を表示する記号)	4VF
周波数帯	430MHz
空中線電力	10W

周波数情報(3)

記号(電波の型式を表示する記号)	4SA
周波数帯	5600MHz
空中線電力	1W

[▲ このページのトップへ](#)

変更項目

変更する項目	☒ 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力 ☒ 工事設計書
--------	---

[▲ このページのトップへ](#)

備考

移動する送信機の実替え及び増設の台数	2台
備考	現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号 免許番号 _____

[▲ このページのトップへ](#)

工事設計1

工事設計書情報(1)

装置の区別等

技術基準適合証明設備を使用	☒ 技術基準適合証明設備を使用
装置の区別	第1送信機
技術基準適合証明番号	
番号	002KN424

— — — — —

内容確認画面 4

工事設計書情報(2)

装置の区別等

装置の区別	第2送信機	
変更の種別	増設	
発射可能な電波の型式及び周波数の範囲情報(1)		
電波の型式等情報(1)	電波の型式	FBW
周波数帯	5600MHz	

変調方式

変調方式情報(1)	
電波の型式	FBW
変調方式	
コード	上記以外の周波数変調
備考	リアクタンス変調

終段管

名称個数情報(1)		
名称	RTC6678B	
個数	1	

電圧情報(1)		
電圧	3.3V	

定格出力

定格出力情報(1)		
定格出力	200mW	

添付書類

添付書類情報(1)		
書類種別	送信機系統図	
添付ファイル名	FPV001 送信機系統図.pdf	

[▲ このページのトップへ](#)

工事設計2

周波数測定装置の有無	無
その他の工事設計	■電波法第3章に規定する条件に合致する。
添付図面	■送信機系統図

[▲ このページのトップへ](#)

申請届出事項

申請届出事項情報	識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許可時間の指定の変更の申請 無線設備変更工事等の許可又は届出
----------	---

変更申請(届出)・訂正申請

申請開始 > 申請書 > 事項書及び工事設計書 > 申請届出事項 > 内容確認 > **保存・送信** > 申請完了 > 〈審査〉 > (メールでの作業依頼への対応など) > 手続完了

保存・送信

「送信」ボタンを押して、入力内容を送信してください。

申請者名: 巢鴨 太郎

宛先: 関東総合通信局長

1. 入力内容をパソコンに保存できます。

入力内容保存

※審査の結果、申請情報の補正及び再送信(補正後提出)を求められる場合があるため、又、今後訂正申請等に利用できるよう、**送信前に保存しておくことをおすすめします。**(必須操作ではありません)
※Zipファイルで保存されます。このファイルは解凍せず、そのまま保存してください。

2. 入力内容を送信します。

送信

※同じ内容の申請・届出を重複して送信しないようご注意ください。

注:送信が完了すると「S」から始まる「問い合わせ番号」が表示されます。
今後必要となりますので、忘れずに記録してください。
「問い合わせ番号」が表示されない場合、申請書の送信は完了していませんので、ご注意ください。
申請は行わず、入力内容の事前チェックのみを行う場合は、下のリンクをクリックしてください。

[事前チェック](#)

※チェックが完了するとメールが送信されますのでメール内容をご確認ください。

戻る

キャンセル

JARDの変更(増設・取替)保証を受ける場合には、このファイルをパソコンに保存(Zip形式)して下さい
次にJARDのホームページ
○アマチュア局の保証(基本保証)
○「開設・変更保証の申込」
○「電子申請による保証の申込」
からお申込み下さい

(総務省への電子申請による変更申請手続きについて)

JARDの基本保証(変更保証)を申込み、保証が完了するとJARDから「技術基準適合の証明書(変更)」(PDF)がメールにて送付されます。
このファイルを受け取られましたら、パソコンに保存したZipファイルを電子申請システムLiteで再度読み込み、添付ファイルとしてJARDのPDFファイルを添付して、この「送信」ボタンをクリックすることにより、JARDの保証を受けて総務省への変更申請手続きが完了します
JARDのPDFファイルの添付がないと総務省では受け付けられません

[▲ このページのトップへ](#)